

浦安市 Wi-Fi 整備・運用方針

平成 30 年 12 月

浦安市 総務部 情報政策課

浦安市 Wi-Fi 整備・運用方針

1. 策定の趣旨

近年、スマートフォンやタブレットなどの携帯端末の普及や、外国人旅行者が増加している中で、無料の公衆無線 LAN（以下、「Wi-Fi」という。）を利用できる環境の整備が求められている。さらに、Wi-Fi が、東日本大震災や熊本地震等の際に情報伝達手段として大きな役割を果たしたことから、災害時の通信インフラとしての活用にも期待が集まっている。

そのような中、本市の Wi-Fi 整備は、平成 23 年度に観光庁の「訪日外国人旅行者の受入環境整備に係る外客受入戦略拠点」に選定され、観光インフラ整備として市内の観光 ICT 化を進める中で、市役所、公民館等の公共施設 10 か所に整備したことが始まりである。さらに、平成 26 年度から、郷土博物館や総合体育館等の公共施設 11 か所に Wi-Fi 環境の整備を行った。

平成 28 年度には、駅周辺に滞留する国内外からの来訪者に対し、まちへの回遊を促し、観光・地域活性化への貢献を目的に、3 駅前に整備を行った。これにより、すでに整備している公共施設と合わせ、本市が整備した Wi-Fi は、市内 24 か所になっている。

一方、市内には、コンビニエンスストア等の民間主導で整備された、無料で利用できる Wi-Fi 環境が多数存在している。

しかし、民間主導の整備状況を勘案しても、市域を俯瞰してみると、未だ Wi-Fi 整備が進んでいない場所が残存している状況にある。

そこで、本市が整備する Wi-Fi 仕様や運用についての考え方を統一した「浦安市 Wi-Fi 整備・運用方針」を策定し、市民及び滞在者が、市内全域でインターネットを利用できる環境を整備するとともに、災害時の通信インフラとしての活用を目指すものである。

2. Wi-Fi 整備の基本方針

本市が実施する Wi-Fi 環境の整備は、以下の項に基づき実施するものとする。

○整備目的

市内でのインターネット利用環境を向上させるとともに、災害時の通信手段の多様化を図るため、公共施設に Wi-Fi を整備するものとする。

本市が整備する Wi-Fi の名称は、Urayasu City Wi-Fi とする。

○利用対象者

Urayasu City Wi-Fi は、市内にいる Wi-Fi 接続端末を持つすべて市民及び滞在者（以下、「市民等」という。）を利用対象者とする。

○整備範囲

本市は、市民等が市内全域で無料 Wi-Fi を利用できる環境の整備を目指し、本市が所管する施設に対し、Wi-Fi 整備を行うものとする。

民間の Wi-Fi を含む無料 Wi-Fi が未整備の地域は、指定緊急避難場所を基本として選定するものとする。

○整備方法

Urayasu City Wi-Fi の整備は、各施設の長が行うこととする。

整備に当たっては、公共施設において統一仕様とするため、「浦安市公衆無線 LAN 導入仕様書」によるものとする。

○接続回線

Urayasu City Wi-Fi の整備に当たっては、原則として地域の公共福祉の増進に寄与することを目的に導入される地域 BWA（Broadband Wireless Access：地域広帯域移動無線アクセス）システムをインターネット接続回線として活用するものとする。

すでに本市が整備している Wi-Fi の接続回線については、原則として地域 BWA に移行するものとする。

○セキュリティ

安全な Wi-Fi サービスを提供するために、最低限の追跡性を確保するとともに、利用者の利便性にも配慮しながら、利用者登録の実施、アクセスログの保管、必要に応じて有害コンテンツのフィルタリング等のセキュリティ面での対策を実施する。

また、Wi-Fi 利用者に対しては、盗聴等の脅威が存在することから、重要な個人情報等を入力および表示をしないよう周知することとする。

なお、セキュリティ関連技術は常に進歩していくため、技術動向を踏まえて最適な対策の実施に努めるものとする。

○SSID（サービス名称）

SSID については、市民等への PR 効果を考慮し、市独自の統一した SSID「xxxx_Urayasu_City_Wi-Fi」を設定するものとする。

○認証手続きの簡略化

市民等が、利用場所毎に認証手続きを必要とされるわずらわしさを解消するため、再利用時の認証が簡易にできるしくみを採用することとする。

また、すでに整備している公共施設に設置している Urayasu City Wi-Fi と認証を一元化するものとする。

○災害時対応

Urayasu City Wi-Fi は、大規模災害発生時には、被災者の通信手段として活用できるよう、認証を省略して利用可能とするものとする。

SSID は、無線 LAN ビジネス推進連絡会が提供する災害時統一 SSID 「00000Japan (ファイブ・ゼロジャパン)」として無料開放するものとする。

3. Wi-Fi 運用の基本方針

○費用負担

Urayasu City Wi-Fi は、Wi-Fi サービス提供者が定める利用規約等に同意した、すべての人が無料で利用できるものとする。

○管理・運用等

Urayasu City Wi-Fi を設置している各施設には、Wi-Fi の管理・運用等を管理する責任者として（仮称）Wi-Fi 管理責任者を置くこととし、各施設の長がその任にあたるものとする。

各施設に設定している Wi-Fi の管理・運用等については、当該施設の（仮称）Wi-Fi 管理責任者が行うものとする。

○周知広報

Urayasu City Wi-Fi の利用を促進するために、（仮称）Wi-Fi 管理責任者は、施設における Wi-Fi の利用可能場所を周知するため、ステッカーやポスター等を貼付・掲示するものとする。

4. その他留意事項

○適用除外

各公共施設において、利用対象者が限定された場所（会議室など）に Wi-Fi 環境を整備する場合は、この方針を適用除外とする。

○その他

各公共施設においては、Urayasu City Wi-Fi を補完するため、Wi-Fi 機能を備えている製品（自動販売機、街灯など）や防犯カメラなどとの併用を検討するものとする。